

令和7年7月から定期報告制度の調査・検査内容が見直されます

令和7年7月1日から定期報告制度に関連する国の告示が改正され、調査・検査項目の重複が解消・合理化する、新技術の活用も可能となる等見直されます。

告示改正にあわせて、愛知県も定期報告に係る県細則を一部改正し、調査・検査の取扱い等を変更します。

定期報告制度とは・・・

高齢者・障害者等が就寝する建築物や不特定多数の者が利用する建築物では、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあり、より一層の安全確保をする必要があります。そのため、建築物の所有者又は管理者に対して、思わぬ事故を防ぎ、地震や火災等の災害時の被害を軽減させるため、建物の維持管理の状況を定期的に専門家に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告することを義務づけた制度です。

◆告示・県細則改正に伴う主な変更点

【定期調査・定期検査共通】

・「目視」で確認するとされていた項目が、「目視又はこれに類する方法」（赤外線装置、可視カメラ、センサー等）によって確認することが可能になります。

【特定建築物の定期調査】

・常時閉鎖式の防火扉は、改正後も引き続き定期調査で報告する調査項目となります。

・定期調査で作動の状況等を確認する設備（予備電源内蔵型の非常用照明装置、常時閉鎖式の防火扉など）の項目について、調査結果表の結果記入欄が変更されます。
（報告の種別（定期調査又は建築・防火設備定期検査）は、本改正前後で変更はありません。）

【特定建築設備（建築設備・防火設備・昇降機等）の定期検査】

・一部設備の妨げとなる「物品の放置の状況」が検査項目に追加されます。

・危害防止装置の検査を要する防火扉が、「人の通行の用に供する部分」の防火扉に限ると明確化されます。

・自動検査機能を備えた非常用の照明装置の、点灯時間や照度等一部の検査項目において自動検査機能を活用できるようになります。

◆報告書の提出時期と改正の適用について

次の場合、改正前の基準で調査・検査を行い、旧様式で報告することができます。

- ①改正が施行される前（令和7年6月30日まで）に報告書を提出した場合
- ②改正が施行される前に調査・検査に着手していて、令和7年7月1日以降に報告する場合

◆報告書様式の入手先（改正後の様式は後日掲載予定です）

・愛知県ウェブサイト「建築基準法に基づく定期報告関係様式」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/teikihoukokuyoushiki.html>

◆参考 国土交通省の告示改正案内

・国土交通省ウェブサイト「建築基準法に基づく定期報告制度について」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

<定期報告の対象となる建築物・建築設備等>

表① 定期報告の対象となる特定建築物の用途・規模と報告時期

用途	対象規模 ^{※1} (次のいずれかに該当するもの)	報告時期 (以降3年毎)
劇場、映画館、演芸場	① 3階以上又は地階にある ^{※2} ② 客席の床面積が200㎡以上 ③ 主階が1階にない ^{※2}	令和8年 9/1～11/30
観覧場、公会堂、集会場	① 3階以上又は地階にある ^{※2} ② 客席の床面積が200㎡以上	令和8年 9/1～11/30
病院、診療所(患者の収容施設があるもの)	① 3階以上又は地階にある ^{※2} ② 2階の床面積が300㎡以上	令和7年 9/1～11/30
就寝用福祉施設 (サービス付き高齢者向け住宅、老人ホーム、老人短期入所施設等、障害者支援施設、助産所等)		令和9年 6/1～8/31
旅館、ホテル		令和7年 6/1～8/31
体育館、図書館等、ボーリング場、水泳場等のスポーツ練習場(いずれも学校に付属するものを除く)	① 3階以上の階にある ^{※2} ② 床面積が2,000㎡以上	令和9年 9/1～11/30
物品販売業店舗、展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店等	① 3階以上又は地階にある ^{※2} ② 2階の床面積が500㎡以上 ③ 床面積が3,000㎡以上	令和8年 6/1～8/31
事務所	次のいずれにも該当するもの ・階数が5以上 ・床面積の合計が1,000㎡超 ・3階以上の階又は地階にある	令和9年 9/1～11/30
複合用途	次のいずれにも該当するもの ・床面積の合計が1,000㎡超 ・3階以上の階又は地階にある	令和7年 9/1～11/30

※1 該当する用途の床面積が100㎡以下のもの、又は、該当する用途が避難階のみにあるものは対象外

※2 政令指定:床面積が200㎡を超えるもの、県指定:床面積が100㎡を超え200㎡以下のもの(階数3以上)

表② 対象となる建築設備等と報告時期

建築設備等	対象規模	報告時期
換気設備 (給気機及び排気機に限る)	定期報告対象建築物に設置されたもの	毎年 6/1～11/30
排煙設備 (自然排煙設備を除く)		
非常用照明 (予備電源内蔵型を除く)		
防火設備 (防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は除く)	① 定期報告対象建築物に設置されたもの ② ①以外の規模の病院、有床診療所又は就寝用福祉施設で床面積が200㎡を超える建築物に設置されたもの	毎年 (検査済証の交付を受けた日の属する月の前1月間)
昇降機	令第129条の3第1項に掲げる昇降機	
遊戯施設	・ウォーターシュート、コースターその他これに類する高架の遊戯施設 ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	

定期報告に関する窓口 【定期報告に関するお問い合わせ】

愛知県建築局建築指導課建築物安全安心グループ

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階

電 話：052-954-6587 F A X：052-951-0840 メール：kenchikushido@pref.aichi.lg.jp

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市内の建築物については、各市役所へ直接ご確認ください。